

長岡市一般住宅リフォーム補助金のお知らせ

目的

市内建築関連業者の振興による地域経済の活性化と市内にお住まいの方の住環境の向上を図るため、自己の居住する住宅を市内の施工業者によりリフォームを行う場合、その経費の一部を補助するものです。

1 補助対象者

- (1) 長岡市に住民登録をしている者
 - (2) 定住を目的として空き家住宅をリフォームする者
- ※上記に該当し、市税を滞納していない者

2 補助対象住宅

- (1) 補助対象者が所有し、居住している市内の住宅
- (2) 個人が定住を目的として所有する市内の空き家住宅
- (3) 建築後10年を超えた住宅 (平成16年12月31日以前に建築されたもの)
- (4) 併用住宅は1/2以上が居住部分となっている住宅

3 施工事業者の条件

市内に本社がある法人又は住民登録をしている個人事業主

4 補助対象工事

- (1) 20万円以上(消費税込み)の住宅リフォーム工事であること
- (2) バリアフリー・安全、省エネルギー、防災、長寿命化に配慮した住宅リフォーム工事 (P3~5参照)
- (3) 併用住宅においては、住宅部分に係るもの
- (4) 他の補助金等を利用する部分や工事を伴わないもの及び外構工事は除く (P6参照)

5 補助金額

補助対象工事費の20%とし、
10万円を限度とする。

※今までに、この補助金を受けた方及び住宅は、対象外です。

6 申請受付

【受付期間】 5月8日(金)から5月14日(木)まで
(交付決定時期：平成27年6月上旬予定) (土、日は除く。)

【受付時間】 9:00~17:00

【受付場所】 まちなかキャンパス長岡 5階 501会議室
及び各支所産業建設課 (栃尾支所は建設課)

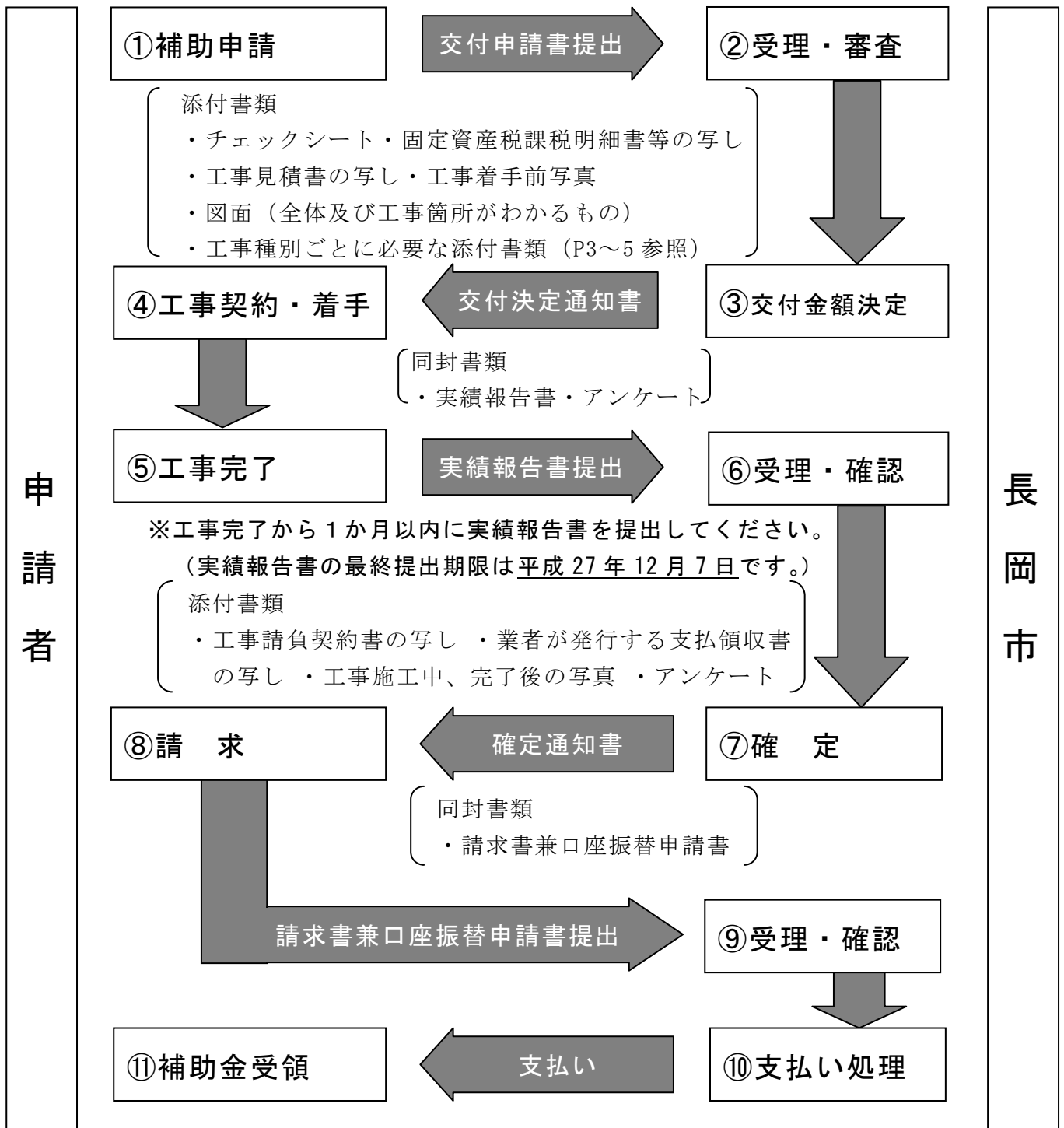
【予算額】 7,000万円

※1 申請額が予算額を超えた場合は、抽選により交付決定

※2 申請額が予算の範囲内の場合は、8月31日まで先着順にて受付

※3 必ず事前に申請し、補助金交付決定後に契約、工事着手してください。

● 手続きの流れ



補助金を受けられなくなる場合がありますので、以下の注意事項をよくご確認ください。

- (1) 必ず工事を行う前に申請し、補助金の交付決定を受けてから工事契約、着手してください。
- (2) 対象となる住宅は、申請者本人の所有で現在お住まいになっているものです。
- (3) 対象事業の完了後、必要に応じて現地調査を行います。

● 補助対象となる主な工事

＝工事種別ごとに必要な添付書類＝

※1 製品カタログ等の添付が必要です。製品名のほか、設備の性能向上や断熱改修等の効果が確認できる部分の写しを添付してください。

※2 寸法がわかる図面又はメジャーテープ等を用いて計測値の比較ができる写真を添付してください。

(下表添付書類欄に記入のないものは、特別な書類は不要です。ただし、共通の書類である図面及び施工前の写真は必要です。)

種別	工事内容	仕様等	備考	添付書類	
Ⅰ バリアフリー・安全型リフォーム	(1) 浴室の改修	改修後の床面積が大きくなる工事		※2	
		設置する浴槽のまたぎ高さが小さくなる工事		※1、※2	
		床材を滑りにくい材料にする工事		※1	
		レバーハンドル式蛇口、ワンプッシュ式シャワーの設置工事	レバーハンドル式水栓等簡易に利用できる仕様とすること。	※1	
		ヒートショック対策	例：壁及び窓の断熱工事、埋め込み型エアコンの設置等	※1	
		ユニットバスへの取替工事	手すりを設置、出入口の段差を小さくすること。	※1	
	(2) 便所の改修	改修後の床面積が大きくなる工事			※2
		和式便器から洋式便器への取替え工事			※1
		洋式便器を座面が高いものへ取替える工事			※1、※2
		温水洗浄便座等の設置工事			※1
		ヒートショック対策	例：壁及び窓の断熱工事、埋め込み型エアコンの設置等		※1
	(3) 洗面所の改修	改修後の床面積が大きくなる工事			※2
		車いす対応洗面台への取替え工事			※1
		ヒートショック対策	例：壁及び窓の断熱工事、埋め込み型エアコンの設置等		※1
	(4) 台所の改修	車いす対応流し台への取替え工事			※1
		IHクッキングヒーター(ビルトインタイプ)の設置工事	システムキッチンと一体的に整備されるものが対象		※1
	(5) 出入口の改良	引き戸、吊り戸、折り戸への取替え工事			
		シングルレバー・バー引き手への取替え工事	扉の取替え工事によりドアノブ・開閉装置が左記仕様になる場合を含む。		
		改修後の出入口の幅が大きくなる工事	廊下と居室、便所及び洗面(脱衣)所間、居室と居室間、洗面(脱衣)所と浴室間、玄関、勝手口等が該当		※2
	(6) 通路幅の拡幅	廊下の幅が大きくなる工事			※2
	(7) 階段の勾配緩和 (7)、足元照明の設置	階段の勾配が小さくなる工事			※2
		階段への足元照明設置工事			※1
		ノンスリップ材の設置工事			※1
	(8) 手すりの設置	手すりを設置する工事	廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面(脱衣)所等への設置が対象		

種別	工事内容	仕様等	備考	添付書類
	(9) 段差の解消	廊下と居室、居室間及び玄関等の段差を小さくする工事	段差解消のために行う床面の改修工事が対象	※2
	(10) 床面の取替	滑りにくい床材を使用する工事		※1
		畳敷きへの改修や畳の入替え、表替え工事		
	(11) 内装の改修	仕上材にF☆☆☆☆(フォスター)材や天然材(無垢の木材や畳)を使用する工事	壁・床・天井・建具が対象 下地材も併せて施工する場合、下地材もF☆☆☆☆材や天然材とすること。	※1
	(12) 電気配線・	大型スイッチへの取替え工事		※1
	(12) 給水栓等の改修	レバーハンドル式水栓への取替え工事		※1
	(13) 24時間換気	第一種換気設備の設置工事	居室において、給気及び排気ともに換気設備を設置する工事が対象	※1
	(14) 窓ガラスの取替え	合わせガラス、網入りガラス、強化ガラスへの取替え工事		※1
		耐風サッシへの取替え工事		※1
		飛散防止フィルムの設置工事		※1
(15) 防犯システム等	監視モニター、ドア・窓アラームの設置工事		※1	
(15) の設置・改修				
II 省エネルギー型リフォーム	(1) 屋根の葺替え	遮熱・断熱効果のある屋根材への葺替え工事	本屋又は下屋ごとに屋根全面を工事するものが対象	※1
	(2) 外壁の張替え	遮熱・断熱効果のある外壁材への張替え工事	棟単位で1/2以上を工事するものが対象	※1
	(3) 住宅の断熱改修	屋根又は天井、壁及び床の断熱材の厚さを厚くしたり、より効果のある材料に改修し、断熱性を高める工事	注：当市環境政策課担当の「新エネ・省エネ設備等導入補助制度」の補助対象であった断熱改修工事は、本事業に移行しました。	※1
		開口部をペアガラス又は二重サッシ(内付けサッシの取付けを含む。)に取替え、断熱性を高める工事		
	(4) 節水型トイレ	節水効果のある洋式便器への取替え工事		※1
(4) への取替え				
(5) 電気配線等の改修	スイッチ付きコンセントへの取替え工事	壁埋込み、ビルトイン	※1	
III 防災型リフォーム	(1) 屋根の葺替え等	耐震、耐風瓦への葺替え工事(施工方法も含む。)	本屋又は下屋ごとに屋根全面を工事するものが対象	※1
		屋根材の軽量化工事		
	(2) 外壁の張替え	不燃材料以上の軒裏材への張替え工事 ・不燃材料：通常の火災による火熱に対して、20分間燃焼せず、防火上有害な変性、熔融、亀裂等の損傷を生じないもの	認定仕様の場合は、仕様及び認定番号が確認できる資料の添付が必要	※1
		防火構造以上の外壁材への張替え工事 ・防火構造：周辺火災からの延焼を30分以上抑制する防火性能をもつ構造	棟単位で1/2以上を工事するものが対象 認定仕様の場合は、仕様及び認定番号が確認できる資料の添付が必要	
(3) 雨樋等の改修	耐雪・耐風対策として、雨樋を取り替える工事			
(4) 内装の改修	壁や天井に防火材料(不燃材、準不燃材)を使用する工事	壁紙・仕上材を防火材料とする場合は、下地材も併せて防火材料とすること。	※1	

種別	工事内容	仕様等	備考	添付書類	
	(5) 造り付け家具	造り付け家具の造作工事	造り付け家具とは、住宅の壁、柱等と一体となっているもの		
	(5)・家具固定改修	家具の固定金物設置工事(家具の固定に必要な下地工事も含む。)			
	(6) 耐震改修	外壁や内壁の改修工事等に併せて、筋交いや耐力壁等を有効に設置し、耐震性を高める部分補強工事	住宅全体の耐震バランスを考慮して実施すること。 建物全体の耐震補強工事は当市都市開発課の「木造住宅耐震改修工事費助成事業」を活用してください。		
	(7) 雪処理対策工事	雪下ろし時の命綱を取り付けるための金具を設置する工事			
		雪囲い、風除室等の設置工事			
		落雪式屋根構造への改造や屋根の融雪装置の設置工事			
		落雪式屋根の滑雪能力を高めるための張替えや塗替え工事		※1	
		屋根に雪止めを設置する工事	例:雪止めアングル、雪止めネット等		
		屋根への雪庇防止板等の設置工事			
		屋根に雪庇や吹き溜り等ができないようにする工事			
		屋根からの落雪による危険を防ぐ工事			
IV 長寿命化型リフォーム	(1) 屋根の塗装	遮熱・断熱効果や高耐久・高耐候性能のある塗料材での塗替え工事	本屋又は下屋ごとに屋根全面を工事するものが対象	※1	
	(2) 外壁の塗装	遮熱・断熱効果や高耐久・高耐候性能のある塗料材での塗替え工事	棟単位で1/2以上を工事するものが対象	※1	
	(3) 躯体の補強	基礎、土台、壁、柱、床、梁及び階段等の補強工事	腐朽やシロアリ等により劣化した部材を補修する工事を含む。 住宅の構造部分の全体的又は部分的な補強を行う工事が対象		
	(4) 給排水設備等 (4)の水廻りの改修	給排水・ガス管等の改修工事			
		台所、浴室、洗面所、便所等の水廻りの改修工事			
(5) 家族構成の変化 (5)に伴う改装等	システムキッチンの設置工事			※1	
	下水道への接続工事				
		居室等の増改築、減築、間取りの変更等の工事			
		台所、浴室、洗面所、便所等の増設工事			

【補助対象工事における注意事項】

- (1) 補助対象工事の実施に関連する必要最小限の工事は、補助対象工事費に含めることができます。
- (2) その他住環境の向上を図るため、市長が特別に必要と認める工事は、補助対象工事とします。
- (3) 複数の工事内容を実施する場合であっても、1つの工事内容で補助対象の限度額を超える場合には、その工事内容の記入のみで結構です。
- (4) 住宅リフォームを行うと、要件を満たす場合は所得税、固定資産税及び贈与税の優遇を受けることができます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

問合せ先：所得税や贈与税の控除等について	長岡税務署	TEL 0258-35-2070
固定資産税の減額について	長岡市資産税課	TEL 0258-39-2213

● 他の補助金等利用の主なもの

事業名	工事内容
介護保険住宅改修、障害者住宅改修等	・バリアフリー化工事
省エネ・新エネ設備等導入補助事業	・太陽光発電システムの設置工事 ・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器設置工事 ・ガスエンジン給湯器の設置工事 等
木造住宅耐震改修工事費助成事業	・耐震補強工事
克雪すまいづくり支援事業	・融雪施設の設置や落雪、耐雪への改良
省エネ住宅ポイント	・省エネ住宅の新築 ・エコリフォーム

● 補助対象外の主な工事

工事	内容
カーテン、ブラインドの設置のみのもの	壁面の緑化、生垣造成工事等環境緑化工事
家電製品、家具等(設置に工事を伴わないもの及び軽微な工事で設置できるもの)の購入	シロアリ駆除
併用住宅における居住部分以外の工事	車庫・物置の設置工事
外構工事	住宅の取壊しのみもの

※上記の内容は補助対象外工事の一例です。詳しくはお問い合わせください。

● そこが知りたいQ&A

Q 1 : 申請者は誰になりますか。
A 1 : 申請者は、住宅の所有者で実際に住んでいる人になります。契約者、領収書の宛名、補助金の振込先も同様です。
Q 2 : 登記名義人が亡くなり未登記の場合、相続人を申請者としてよいですか。
A 2 : 相続人で実際に居住している人が申請者となり得ます。未登記の場合は、居住し、所有が明らかで、固定資産税を納めている人です。
Q 3 : 固定資産税課税明細書はどの面の写しが必要ですか。
A 3 : 所有者等の分かるあて名の面と、建物の所在地と建築年の分かる面の写しが必要です。
Q 4 : 書類提出は、申請者本人でなければならないのですか。
A 4 : 施工業者や代理人が提出することもできます。その際には、申請書兼同意書の書類提出者欄にある「施工業者と同じ」又は「代理人」の欄にチェックを入れ、必要事項を記入してください。
Q 5 : 施工業者が市外で会社を営んでいるが、市内在住であれば対象となりますか。
A 5 : 市外で会社を営んでいる場合は申請できません。ただし、市外の会社で従業員として働き、市内で個人事業主としても仕事をしている場合は対象となります。

Q 6 : 施工業者がハウスメーカーの下請けで工事を頼まれているが、対象となりますか。
A 6 : 対象になりません。施工業者が直接申請者と契約した工事が対象です。
Q 7 : 施工業者が工事を受注する件数に制限はありますか。
A 7 : 施工業者に件数の制限はありません。
Q 8 : 施工業者が自ら所有する住宅をリフォームする場合、対象になりますか。
A 8 : 対象になりません。ただし、会社に勤めている従業員が自社を利用してリフォームする場合は、対象になります。
Q 9 : 工事請負契約日はいつからになりますか。
A 9 : 契約書の日付は、補助金交付決定日以降でなければ補助金の対象になりません。
Q 10 : 添付写真は何枚必要ですか。
A 10 : 工事の規模によって異なります。工事の内容が確認できる枚数が必要です。
Q 11 : 諸経費は見積りに含めてよいですか。
A 11 : 諸経費も含めて作成してください。
Q 12 : 見積書の書式に指定はありますか。
A 12 : 見積書の書式に指定はありませんが、工事の内容が明確で、補助対象経費、補助対象外経費が区分されるものとしてください。
Q 13 : 図面はどの程度のものが必要ですか。
A 13 : 住宅全体の状況が分かる図面が必要です。工事箇所にはしるしを付けてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・内装工事の場合はすべての階の平面図、外装工事の場合には4面すべての立面図、屋根工事の場合には屋根の全体が分かる伏図を添付してください。 ・外装工事や屋根工事の場合で、立面図又は屋根伏図を作成することが困難なときは、すべての階の平面図に工事箇所を明示してください。 ・併用住宅の場合は居住部分と業務部分の面積を確認する必要があるので、外壁工事や屋根工事の場合でも、立面図又は屋根伏図のほかにすべての階の平面図を追加してください。
Q 14 : 補助対象のリフォーム工事に伴う既存部分の撤去費用は対象になりますか。
A 14 : 補助対象のリフォームに伴い生ずる撤去費用は対象になります。ただし、全部又は一部を取り壊すのみの撤去費用は対象外です。
Q 15 : 他の補助金とはパンフレットに載っているものだけですか。
A 15 : パンフレットに載っているものは一例です。他の補助金の対象としているものは、その部分を対象外とします
Q 16 : 省エネ住宅ポイントとの重複はできますか。
A 16 : 省エネ住宅ポイントを利用した工事は申請できません。
Q 17 : 補助対象の外壁工事等を行う際の足場代は、対象工事費用に含んでよいですか。
A 17 : 補助対象の対象工事費用に含みます。ただし、見積書には明細が分かるように記載してください。

Q18 : 母屋と離れた納屋を住居用にリフォームする場合には、対象になりますか。
A18 : 対象になりません。現在住んでいる「住宅」のリフォームが対象です。
Q19 : キッチンのリフォーム工事に併せて増築も行いたい対象になりますか。
A19 : 補助対象にあてはまる内容のリフォーム工事であれば、増築も対象になります。
Q20 : 仮設トイレや風呂等を設置する場合は、レンタル代は対象となりますか。
A20 : 仮設トイレは通常使用する範囲で対象となりますが、仮設の風呂は通常使用する範囲とは認められないため、対象なりません。
Q21 : サッシのガラスのみ交換のリフォームは対象になりますか。
A21 : 「Ⅰバリアフリー・安全型リフォーム」の場合は、合わせガラス、網入りガラス、強化ガラス等への取替えが対象、「Ⅱ省エネルギー型リフォーム」の場合は、ペアガラス等への取替えが対象となります。
Q22 : 申請者以外が工事費の支払いを行う場合、領収書の名前は誰にすればよいですか。
A22 : 申請者、所有者、契約者、領収書の宛名、補助金の振込先は同一であることが条件です。
Q23 : 銀行振込明細書を領収書として添付することはできますか。
A23 : 業者の発行した領収書の提出をお願いします。
Q24 : 実績報告から振込みまで、どれくらいの期間がかかりますか。
A24 : 実績報告書受理後、3週間程度で補助金を確定します。補助金の確定通知書に補助金請求書を同封しますので、速やかに返送してください。提出後、3週間程度で指定の口座に振り込みます。ただし、書類等に不備があった場合は、時間がかかる場合がありますので御了承ください。
Q25 : 契約書を交わさない場合もあるが、この場合はどうすればよいですか。
A25 : 簡易な契約書でよいので、必ず作成してください。また、契約書及び領収書には、必要な額の収入印紙を貼ってください。

● 問い合わせ先

本 庁	長岡市都市整備部 住宅施設課 住宅政策係 TEL 0258-39-2265 FAX 0258-39-2293 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト5階	
支 所	中之島支所 産業建設課 TEL 61-2012	和島支所 産業建設課 TEL 74-3114
	越路支所 産業建設課 TEL 92-5904	寺泊支所 産業建設課 TEL 75-3105
	三島支所 産業建設課 TEL 42-2249	栃尾支所 建設課 TEL 52-5825
	山古志支所 産業建設課 TEL 59-2344	与板支所 産業建設課 TEL 72-3201
	小国支所 産業建設課 TEL 95-5906	川口支所 産業建設課 TEL 89-3113